

住まいが自然災害で被害を受けたとき

家の被害状況を写真で記録しましょう

住まいが被害を受けたときは、片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市から罹災証明書を取得して支援を受けるときや保険会社に損害保険を請求するときなどに役に立ちます。

ポイントは家の外と中の写真を撮ることです

家の外の写真の撮り方

- カメラやスマートフォンなどで、できるだけ4方向から撮りましょう
- 浸水した場合、浸水の深さが分かるように撮りましょう
- ※メジャーなどを当てて、引きと寄りの写真を撮ると被害の大きさがよく分かります。



家の中の写真の撮り方

- 被災した部屋の全体を写したものと被害箇所の寄りの写真を撮影しましょう
- ※撮影箇所の例…内壁、床、窓、出入り口、サッシ、襖、障子、キッチン、洗面台、便器、浴室など



子育て世帯生活支援特別給付金を支給

低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

対象者

- 次の①に該当する人で、②または③に当てはまる人(子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給した人を除く)
- ①令和3年3月31日時点で、18歳未満の児童(障がいのある児童の場合は20歳未満)を養育する父母など
 - ②令和3年4月～令和4年2月に生まれた新生児等も対象
 - ③令和3年度住民税(均等割)が非課税の人

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった人

支給額 児童1人当たり5万円

支給手続き 申請が不要の人…令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当支給を受けている人(対象者には、7月上旬に郵送で通知しています)

申請が必要な人…令和3年度末まで

で16歳から18歳となる児童(高校生など)のみを養育している人、または収入が減少した人など

申請に必要な書類

申請書に必要事項を記入の上、次の添付書類と併せて、こども未来課、各地域局、または各地域市民センターへ提出してください。申請書は提出先に備えているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。

添付書類

- 申請者の本人確認書類の写し
- 受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し
- 簡易な収入(所得)見込額の申立書(対象者③に該当する人)
- 令和3年1月以降の任意の月の収入(所得)を証明する書類など(対象者③に該当する人)

※令和3年5月以降に児童手当・特別児童扶養手当の新規認定を受けた人や、令和3年4月1日以降に本市に転入した人などの申請手続きについてはお問い合わせください。

申請期限 令和4年2月28日(月)

☎こども未来課

21・0288

